

健保ニュース

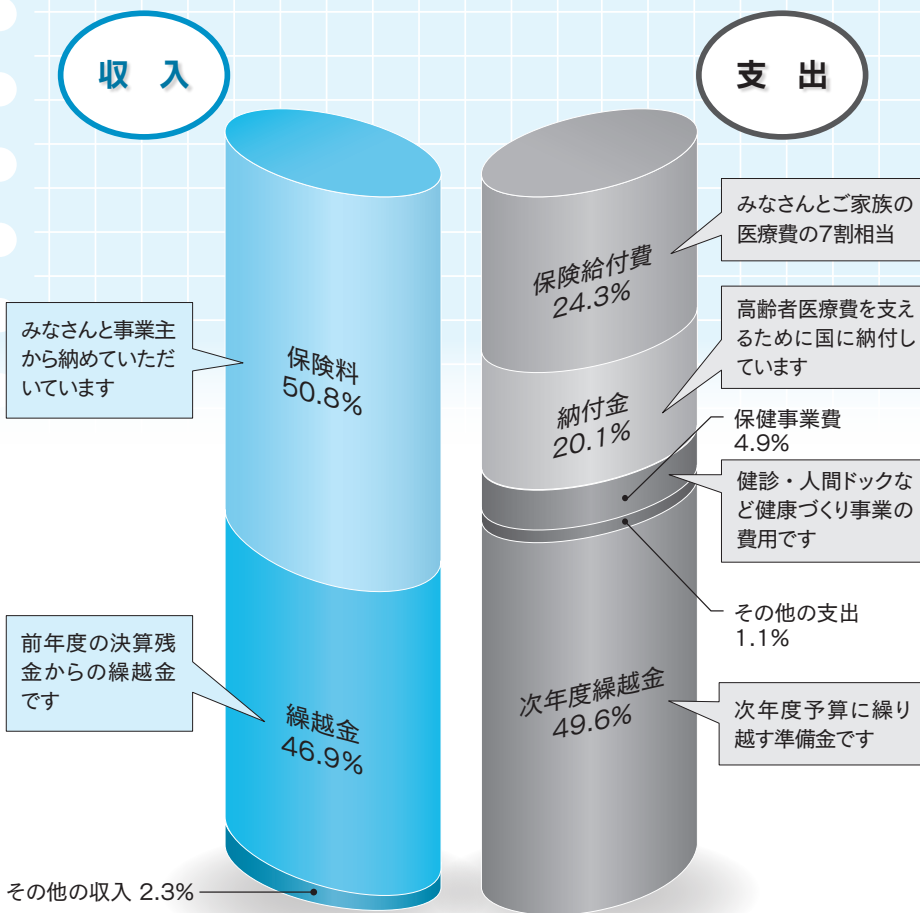
2022 OCTOBER 10

令和3年度 決算のお知らせ

当組合の令和3年度決算が、先日開催された組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

令和3年度 収入支出決算概要表

一般勘定



決算基礎数値 (一般勘定)

- 被保険者数 (年間平均) 9,706 人 (男 8,303 人、女 1,403 人)
- 被扶養者数 (3月末) 7,348 人
- 平均年齢 41.94 歳 (男 42.69 歳、女 37.41 歳)
- 一般保険料率 98.86/1000 [事業主 49.43/1000, 被保険者 49.43/1000]
- 調整保険料率 1.34/1000 [事業主 0.67/1000, 被保険者 0.67/1000]

令和3年度 収入支出決算概要表

介護勘定

収入 828,969千円

支出 530,132千円

科目	決算割合
介護保険収入	69.3%
繰越金	30.7%

科目	決算割合
介護納付金	100%

決算基礎数値 (介護勘定)

- 介護保険第2号被保険者数 (年間平均) 7,811 人

10月からの制度改正

10月からの健康保険に関する制度改正について、整理してお知らせします。
みなさんにとって身近な内容もありますので、ご確認ください。

◆ 育児休業中の保険料免除要件の見直し



月額保険料

月末が育児休業等期間中である場合に加え、同月中（育児休業等を開始した日と終了する日の翌日が同一月内）に14日以上育児休業等を取得した場合に免除されます。

	月		改正前		改正後	
	N月	N+1月	N月	N+1月	N月	N+1月
ケース1	育児休業等期間		免除	免除なし	免除	免除なし
ケース2	育児休業等期間 14日以上		免除なし	免除なし	免除	免除なし

賞与保険料

育児休業等を1カ月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。

	月		改正前		改正後	
	N月	N+1月	N月	N+1月	N月	N+1月
ケース1	育児休業等期間		免除	免除なし	免除なし	免除なし
ケース2	育児休業等期間 1カ月超		免除	免除なし	免除	免除なし

◆ 従業員101人以上の勤め先のパート・アルバイトの方は社会保険の適用に

従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は、右記のすべてに当てはまると社会保険の適用となり、厚生年金・健康保険に加入することになります。社会保険料を負担することになりますが、将来の年金が増えたり、病休期間や産休期間の手当金が支給されるなど、保障が厚くなります。

▶ご家族が該当する場合は、被扶養者でなくなります。
手続きをお忘れなく！

以下のすべてにチェックが入った方が対象です。

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 2カ月を超える雇用の見込みがある
- check 月額賃金が8.8万円以上
- check 学生ではない
※休学中や夜間学生は加入対象となります。

◆ 接骨院や整骨院で施術内容の明細書の発行が義務化

接骨院等では、患者が求めた場合にのみ明細書が発行されていますが、2022年10月からは、施術内容を明らかにして患者への情報提供を進めるため、明細書の発行が義務化されました。



発行
義務化

- 無償で明細書を発行する接骨院等では、院内にその旨が掲示される（その場合、月に1回13円が加算される＜患者負担は2～3割＞）
- 患者の求めに応じて有償で明細書を発行する接骨院等もある

健康保険が使える範囲



応急手当の場合をのぞき医師の同意が必要

こんなときは健康保険は使えません

- 日常生活での疲れ、肩こり、腰痛
- 病院などで治療中の負傷
- 内科的原因によるもの



◆ 大病院受診時の定額負担が拡大

大病院への軽症患者の集中を防ぐため、紹介状なしで大病院を受診した場合、患者は初診では5,000円以上、再診では2,500円以上を全額自己負担していました。この定額負担が引き上げられ、引き上げ分は保険給付から差し引かれます。

また、定額負担を徴収しなければならない医療機関の対象範囲が、「紹介受診重点医療機関※」のうち一般病床200床以上の病院にも拡大されました。

※紹介患者への外来を基本とする医療機関として新たに明確化された。

- 定額負担の金額（医科）……………初診7,000円以上 再診3,000円以上
- 定額負担の金額（医科）のうち保険給付から差し引かれる点数……………初診200点 再診50点

*窓口での患者負担は、表示点数（1点＝10円）の3割となる（未就学児は2割、70歳以上は負担区分によって2割、または3割）。